

平成27年2月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ネ)第5121号 不当利得返還請求控訴事件

同年(ネ)第5906号 民訴法260条2項の申立事件

(原審・さいたま地方裁判所川越支部平成25年(ワ)第658号)

口頭弁論終結日 平成27年1月14日

判 決

東京都千代田区鍛冶町1丁目7番7号

控 訴 人	新生フィナンシャル株式会社
同代表者代表取締役	杉 江 陸
同訴訟代理人弁護士	平 光 哲 弥
同	大 久 保 達

埼玉県

被 控 訴 人	
同訴訟代理人弁護士	山 元 勇 気
主	文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴人の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。

2 民訴法260条2項に基づく申立ての趣旨

- (1) 被控訴人は、控訴人に対し、30万1609円及びこれに対する平成26年10月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、146万0501円及びこれに対する平成2

東 京 高 等 裁 判 所

6年10月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 被控訴人は、控訴人に対し、70万6828円及びこれに対する平成26年12月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人が、貸金業者である控訴人との間で継続的な借入れと返済を繰り返したところ、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を借入金元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、控訴人は過払金の取得が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金及び民法704条前段所定の利息の支払を求めた事案である。

控訴人は、被控訴人との間で平成24年6月4日付け「債務承認弁済契約書（和解契約書）」により残債務のうちの46万円を被控訴人が分割返済する旨の和解契約を締結し、その契約条項において他に債権債務がないことを確認した旨主張して被控訴人の請求を争った。これに対し、被控訴人が上記和解は錯誤により無効であることなどを主張したところ、控訴人は、過払金の有無及び額は本件和解の互譲の対象であり、直接の目的であったから、被控訴人に錯誤があったとしても、民法696条により和解の効力を争うことはできず、また、錯誤につき重過失がある旨主張した。

原審は、上記和解は錯誤により無効であるとして、被控訴人の請求を全部認容したところ、これを不服とする控訴人が本件控訴を提起した。

他方、被控訴人は、原判決に付された仮執行の宣言に基づき、控訴人の預金債権を差し押さえ（東京地方裁判所平成26年（ル）第8059号、第9489号各債権差押命令申立事件）、第三債務者株式会社埼玉りそな銀行から平成26年10月28日に30万1609円を、株式会社三菱東京UFJ銀行から同月31日に146万0501円を、同銀行から同年12月25日に70万6

828円を取り立てた。そこで、控訴人は、第1、2のとおり、民訴法260条2項に基づく原状回復請求及び損害賠償請求の申立てをした。

- 2 判断の前提となる事実及び本件の争点は、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の「1 前提事実」及び「2 争点」に各記載のとおりであるから、これを引用する。
- 3 争点に対する当事者の主張は、次のとおり、争点1についての当審における控訴人の補充主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 争点に対する当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(控訴人の補充主張)

(1) 和解の確定効について

当事者が和解によってやめることを約した争いの目的であった事項については、和解契約の確定効により、錯誤の規定が適用されないが(民法696条)、ここでいう「争い」とは「当事者が法律関係の存否・範囲・内容等について反対の主張をすること」であるから、本件における「争い」とは、約定債務52万9764円を前提として、少しでも多くの貸金債権を回収したい控訴人とそれを少しでも免れたい被控訴人の間における「債権債務関係及び当該金額」が「争い」である。したがって、「約定債務52万9764円(残元金46万7149円、約定利息3916円、損害金利息5万8699円)が存在すること(及びこれと表裏一体の関係にある過払金が存在しないこと)」は本件の「争い」である「債権債務関係及び当該金額」の具体的内容であって、本件の「争い」の前提事実ではない。したがって、本件和解については民法696条の適用があるから、被控訴人は錯誤無効を主張することはできない。

(2) 動機の黙示の表示について

原判決は、被控訴人が本件和解の際に過払金が発生していたことを認識していれば、本件和解に応じないことは明らかであるとする。しかし、過払金

の発生を認識していても、その返還を貸金業者に求めない借主も少なくないと考えられるから、本件和解又はそれと同様の和解を締結した借主が過払金の発生を認識していないという論理関係又は経験則は成り立たない。

原判決は、被控訴人が債務承認弁済契約書に署名して返送したことにより、動機は少なくとも黙示的に控訴人に表示されたとする。しかし、黙示の表示を基礎付ける具体的事実は、控訴人が本件和解の際に過払金が発生していたことを認識していれば、本件和解に応じないことは明らかという事実のみであり、この具体的事実は被控訴人の本件訴訟の提起により認定されるから、結局、原判決は、被控訴人が本件訴訟を提起したから、黙示の表示が認められるというにすぎず、このように将来発生した事象のみによって本件和解締結時の「黙示の表示」を認定するのは不当である。

よって、被控訴人の錯誤には動機の黙示の表示は認められず、本件和解契約は錯誤無効とはならない。

### (3) 重過失について

被控訴人は、控訴人から送付された本件債務承認弁済契約書について、控訴人に対して問い合わせをしておらず、最高裁判所平成18年1月13日第二小法廷判決以降現在まで、テレビ、ラジオ、新聞等で法律事務所及び司法書士事務所が過払金返還請求の広告を掲載し続けているにもかかわらず、弁護士にも司法書士にも相談せず、夫や知人にも相談しなかった。被控訴人は、控訴人に対して過払金返還請求をなし得る環境は十分にあったにもかかわらず、自らの判断により本件和解契約を締結したのであるから、錯誤につき重過失が認められる。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 認定事実

以下のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第4 当裁判所の判断」の「1 認定事実」に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決6頁11行目の「署名、捺印」を「署名」に改める。
- (2) 原判決6頁19行目から20行目にかけての「認識していなかった」を、「認識しておらず、債務承認弁済契約書に記載されていたとおりの約定債務52万9764円（残元金46万7149円、約定利息3916円、損害金利息5万8699円）が存在するものと認識した。被控訴人は、本件和解に応じることによって、利息がなくなり、46万円を1万5000円ずつ分割返済することによって完済になるのであれば、自分にとって楽になるものと思ひ、債務承認弁済契約書の契約者欄に署名し、これを控訴人に返送した。」に改める。

## 2 争点1について

当裁判所も、本件和解は錯誤により無効であると判断する。その理由は、以下のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第4 当裁判所の判断」の「2 争点1について」に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決7頁8行目の「存在することを争っていないから」を「存在するものと誤って認識したために、これを争わなかったものであるから」に改める。
- (2) 原判決7頁12行目から8頁16行目までを、以下のとおり改める。

「 控訴人は、本件和解は、仮に自分の方に債権があるとすればこれを放棄するという双方の互譲を内容とするものであったと主張するが、上記のとおり、本件和解においては、約定債務が存在し、過払金が存在しないことが前提となっていたものであるから、本件和解の契約条項に清算条項が含まれているとしても、これをもって、過払金が存在するとしても放棄するという内容の互譲がされたとはいえない。

- (3) 利息制限法所定の制限利息による引直計算をした場合の残債務の額や過払金の存否は、和解の前提であるとともに、和解をする上での重要な要素をなすものであるから、これについての錯誤は要素の錯誤に当たる。そして、被控訴人は、上記のとおり、約定債務が存在するものと誤って認識

したために、本件和解に応じる方が有利であると認識して本件和解をしたものであるから、動機の錯誤があったものと認められる。動機の錯誤が要素の錯誤となるためには、その動機が相手方に表示されていることが必要であるから、この点についてみると、本件において、控訴人は、元利合計52万9764円の残債務が存在するところ、そのうちの46万円を1万5000円ずつ分割返済するという内容の契約条項を記載した債務承認弁済契約書を被控訴人に送付して本件和解を持ちかけ、被控訴人は債務承認弁済契約書に記載されているとおりの残債務が存在するものと認識し、控訴人に問い合わせをすることなく、これに署名して返送したのであるから、このような経過からすれば、約定債務が存在するものと認識した上、それを前提とした場合には本件和解をする方が有利であるから本件和解に応じるとの被控訴人の本件和解の動機は、黙示的に控訴人に表示されたと認めるのが相当である。したがって、被控訴人の本件和解締結の意思表示には要素の錯誤があったものと認められる。

(4) 控訴人は、被控訴人には錯誤についての重過失があると主張する。

しかし、控訴人は、最高裁判所平成18年1月13日第二小法廷判決(民集60巻1号1頁)によって、貸金業者がみなし弁済規定の適用を主張することが困難となった状況において、被控訴人に対して債務承認弁済契約書を送付して本件和解を持ちかけたのであり、被控訴人は、本件和解以前に取引履歴の開示を受けたことも、債務整理について弁護士に相談したこともなかったこともあって、本件取引によって過払金が発生していることを認識せず、債務承認弁済契約書に記載された内容を信じて本件和解に応じただけであるから、被控訴人に重過失があるとはいえない。

(5) 以上によれば、本件和解は錯誤により無効であるから、控訴人は、被控訴人に対し、原判決別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」記載のとおり、過払金175万3576円と平成25年8月14日までに発生した

民法704条前段所定の利息59万9850円の合計235万3426円及びうち過払金175万3576円に対する同月15日から支払済みまで年5分の割合による上記利息を支払う義務がある。」

#### 第4 結論

以上によれば、被控訴人の請求を認容した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却する。

なお、当審における控訴人の民訴法260条2項に基づく原状回復及び損害賠償請求の申立ては、本案判決が変更されないことを解除条件とするものであるから、これについては判断をする要をみない。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第22民事部

裁判長裁判官 加 藤 新 太 郎

裁判官 峯 俊 之

裁判官 河 田 泰 常

東京高等裁判所

これは正本である。

平成27年2月25日

東京高等裁判所第22民事部

裁判所書記官 峯 岸

寸